**障害者虐待防止研修**

**について**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

障害者の虐待防止は一人ひとりが取り組んで行かなければならない問題です。

山梨県障害者権利擁護センターでは、障害者虐待の防止を推進するため、「障害者虐待防止法に関する研修」のお手伝いをしております。

各地域等で行う研修会などにおうかがいし、障害者虐待防止法に関する基礎的なことについての説明をいたします。

研修実施を検討されている方は、当センターへ御相談のうえ、「障害者虐待防止研修 申込書」によりお申し込みください。

当センターの住所、電話番号等は次のとおりです。

**山梨県障害者権利擁護センター　担　当 ： 坂 村　裕 輔**

**〒400-0005甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ１F**

**ＴＥＬ　０５５（２５２）０１００**

**ＦＡＸ　０５５（２５１）３３４４**

**E-mail：**[**sakamura@sanshoukyou.net**](mailto:sakamura@sanshoukyou.net)